

ガーデンシティふかや推進室 [ふかや緑の王国・深谷市榎引24-2(花植木流通センター隣)] ☎551-5551  
花を愛し、人を愛し、地域を愛するまちづくり!!



## 学校花はなプラン紹介 ふかや学校花はなプラン ～地域で子どもを育てる～

学校花はなプランとは、学校だけで子どもの教育をするのではなく、地域で将来の日本を担う子どもを育てられるよう、子ども・学校・PTA・地域が、一緒になって花壇づくりを行う活動です。市内小・中学校、幼稚園の皆さんのご協力で、花壇づくりが行われています。



▲上柴西小学校



▲八基小学校

### ガーデニング教室参加者募集!

申し込み 9月13日(水)午前8時30分から電話でふかや緑の王国へ

#### 【秋の草花を使った長く楽しめる寄せ植え教室】

秋から来春まで長く楽しめる、定番からちょっと変わった花苗を使って寄せ植えを作り、お手入れ方法も学びます。

とき 10月4日(水)午前10時～正午  
定員 先着20人  
参加料 3,000円  
講師 飯塚美和氏(フラワーズカンパニー)

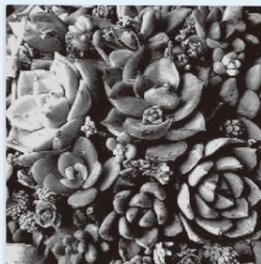


▲作品イメージ(当日使用する花苗容器と異なります)

#### 【多肉植物の寄せ植え教室】

さまざまな色、形のかわいらしい多肉植物を使って、寄せ植えを作りましょう!

とき 10月25日(水)午前10時～正午  
定員 先着20人  
参加料 2,500円  
講師 ラ・パンセ(グリーンアドバイザー)



▲作品イメージ

※熱中症対策として水分補給のため各自でペットボトルや水筒などを用意してください。

### コンテスト作品募集中!

申し込み 各応募締切日までに、ふかや緑の王国へ郵送または直接提出

#### 第15回バードハウスコンテスト2023作品募集中!

遊び心を大切に、鳥の視点で都市の環境を考えたコンテストです。

応募締切 9月30日(土)必着  
※最優秀賞(地域通貨ネギー1万円分)、優秀賞(同5000円分)、特別賞(同2000円分)あり



▲バードハウスコンテスト第14回人間審査の部 優秀賞

#### 第14回ふかや緑の王国写真コンテスト作品募集中!

テーマ『ふかや緑の王国の魅力』  
応募締切 令和6年1月6日(土)必着



▲第13回写真コンテストの受賞作品

『ガーデンシティふかや』『ふかや緑の王国』ホームページのほか、X(旧Twitter) (@garden5551)、『ふかや緑の王国』フェイスブックもご覧ください。



## 障害福祉 申請が必要な手当・医療費支給

次の手当などを受けるには受給申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

園障害福祉課 ☎571-1011 FAX 574-6667

	特別障害者手当	障害児福祉手当	在宅重度心身障害者手当
対象	20歳以上で、重度の障害により常時特別な介護を要するかた(3カ月以上の入院中のかたは対象外) ※寝たきりの状態などで要介護4、5相当の一部のかたを含む	20歳未満で、身体障害者手帳1、2級の一部のかた、療育手帳相当のかた(障害を事由とする年金を受給しているかたは対象外)	65歳未満で、身体障害者手帳1、2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級に認定されたかた
金額	月額27,980円	月額15,220円	月額5,000円
備考	・所得に応じて支給制限があります。また、施設に入所中のかたは対象外です。 ・特別障害者手当と障害児福祉手当の認定には医師による診断書の提出が必要です。		

### 重度心身障害者医療費支給

対象	市内に住所を有していて、医療保険に加入しており、次の①～④のいずれかに該当するかた ①身体障害者手帳1～3級のかた ②療育手帳A、Bのかた ③精神障害者保健福祉手帳1級のかた(ただし、精神病床への入院は除く) ④65歳以上で、後期高齢者医療制度の障害認定を受けたかた(条件あり) ※所得制限により助成対象とならないかたもいます。また、65歳以上で初めて手帳を取得したかたは対象外になります。
助成範囲	医療保険の適用となる医療費(一部負担金) ※高額療養費、附加給付金などが給付されている場合、相当額を控除した金額が支給の対象となります。自由診療(保険適用外)の負担金は支給の対象となりませんのでご注意ください。
所得審査	受給者が所得制限の対象となり、毎年所得の判定を行います。対象者には9月下旬に所得審査結果などを送付します。

### 近年の一万円券の変遷



▲昭和59年発行の一万円券



▲平成16年発行の一万円券



▲新しい一万円券(令和6年7月前半発行予定)

※出典: 国立印刷局ホームページ

改刷って何? 『改刷』とは、紙幣のデザインを変えることです。日本では、日本銀行が明治18年に第1号の紙幣を発行してから、これまで53種類の紙幣を発行しています。各時代の経済状況に応じて改刷は行われますが、近いところでは約20年ごとに改刷が行われています。

改刷の目的は偽札、偽造を防ぐことです。改刷して何? 『改刷』とは、紙幣のデザインを変えることです。日本では、日本銀行が明治18年に第1号の紙幣を発行してから、これまで53種類の紙幣を発行しています。各時代の経済状況に応じて改刷は行われますが、近いところでは約20年ごとに改刷が行われています。

改刷の目的は偽札、偽造を防ぐことです。改刷して何? 『改刷』とは、紙幣のデザインを変えることです。日本では、日本銀行が明治18年に第1号の紙幣を発行してから、これまで53種類の紙幣を発行しています。各時代の経済状況に応じて改刷は行われますが、近いところでは約20年ごとに改刷が行われています。

改刷の目的は偽札、偽造を防ぐことです。改刷して何? 『改刷』とは、紙幣のデザインを変えることです。日本では、日本銀行が明治18年に第1号の紙幣を発行してから、これまで53種類の紙幣を発行しています。各時代の経済状況に応じて改刷は行われますが、近いところでは約20年ごとに改刷が行われています。



## 新紙幣 あれこれ



止るため、デザインを変更する際に新しい偽造防止技術を加えています。肖像をはじめとする紙幣の様式は、通貨行政を担当している財務省、発行元の日本銀行、製造元の国立印刷局の三者で協議し、最終的には日本銀行法によって財務大臣が決定することになっています。

改刷にあたっては、紙幣を使用する自動販売機やATMなどの現金取扱機器についても新紙幣への対応が必要で、デザインの変更や印刷だけでなく、新紙幣発行に向けては皆さんの準備が行われています。改刷や新しい紙幣については、国立印刷局ホームページからアクセスをご覧ください。